

令和 6 年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【喬木村】

株式会社野村総合研究所

令和 7 年 3 月

目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	4
1.3	実証事業を通じて実現した業務プロセス.....	6
1.4	スケジュール・実施体制.....	7
1.5	本実証に要する費用.....	10
第2章	連携するデータ項目の選定・準備.....	11
2.1	データ連携に必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	11
2.2	データ項目の選定結果.....	12
2.3	データの準備・加工.....	16
2.4	その他、データの準備に係る諸課題への対応.....	17
第3章	判定基準の検討.....	18
3.1	判定基準の設計の過程.....	18
3.2	判定基準に用いたデータ項目.....	19
3.3	判定基準の特徴.....	23
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	24
4.1	個人情報授受に係る法的整理.....	24
4.2	個人情報等の取扱いにおける留意点（ガイドライン（素案）遵守状況）.....	28
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な体制/取組.....	30
第5章	システムの構築.....	32
5.1	システムの概要及びデータ連携方式（システム構成）.....	32
5.2	システムによるデータ連携機能及び判定機能の構築.....	34
第6章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	36
6.1	システムによる判定の結果.....	36
6.2	支援に向けた人による絞り込み.....	37
6.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	40
第7章	事業効果の評価・分析.....	42
7.1	データ連携による抽出結果の全体像.....	42
7.2	困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示.....	43
7.3	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	44
第8章	考察・まとめ.....	46
8.1	本実証を通じて得られた示唆.....	46
8.2	課題・次年度以降の取組.....	49

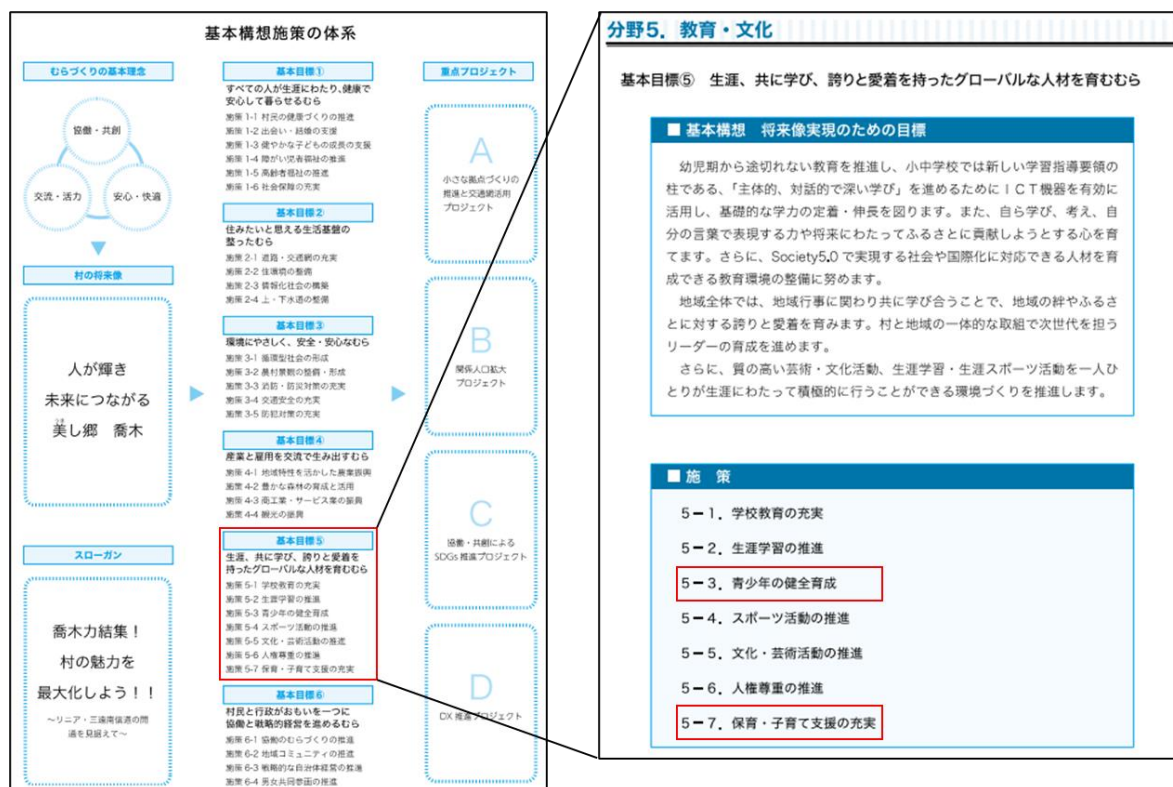
第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

1.1.1 背景

喬木村では、村の最上位計画である第5次喬木村総合計画において、村の将来像として「人が輝き未来につながる美し郷喬木」を掲げている。本将来像の実現に向けた6つの基本目標のうち、基本目標⑤「生涯、共に学び、誇りと愛着を持ったグローバルな人材を育むむら」において掲げられている7つの施策のうち、「5-3. 青少年の健全育成」、「5-7. 保育・子育て支援の充実」が本実証事業に関連する政策となる。

図表 1-1 本事業と関係する政策目的の整理（第5次喬木村総合計画より抜粋・編集）



これらの施策に関して SWOT 分析を用いて現状の課題と今後の戦略を整理する。内部環境における喬木村の課題と外部環境における脅威から導かれる「専守防衛戦略」における喫緊の戦略（計画）として、「子どもからの SOS を受ける仕組みづくり」、「不登校児童生徒の居場所の確保」、「いじめ相談場所の確保」、「中間教室の整備による学習機会の確保」、「児童相談所及び児童家庭支援センターとの連携」、「保小中連携による情報共有体制の強化」等を掲げており、これらに関連する取り組みとしてこどもデータ連携の取組が求められている状況である。

図表 1-2 本事業に関する課題・戦略の整理（第 5 次喬木村総合計画より抜粋・編集）

基本目標⑤ 生涯、共に学び、誇りと愛着を持ったグローバルな人材を育むむら

5-3. 青少年の健全育成



(1) SWOT分析による現状と課題

	機会 (Opportunity)		脅威 (Threat)	
	外部環境	内部環境	外部環境	内部環境
強み (Strength)	・地域やPTAにおける自主的な活動の推進 ・子どもの人権110番、子どもの人権SOSモニターへの取り組み ・情報化の進展 ・県によるLINE人権相談	○あひさつ運動の実践 ○社会を明るくする運動の推進 ○生活安全指導員、少年警察ボランティア、見守りネットワークなどによる地域全体での見守り体制の強化 ○地区教育フォーラムへの積極的参加 ○防災訓練など地区行事への積極的参加	・いじめや不登校児童生徒の増加 ・情報化社会による情報の氾濫 ・核家族化による家庭力の低下 ・ライフスタイルの変化 ・ゲームやインターネット利用時間の増加	○子育て広場、保育園、学校での臨床心理士等による子育て相談機会の充実 ○子育て支援ネットワーク協議会による要保護児童生徒の把握と支援 ○情報モラル学習（児童生徒・保護者等）の実践 ○不登校不遇児童生徒への相談体制の整備 ○子育て支援ネットワーク協議会での情報共有
弱み (Weakness)	・情報化社会の進展による保護者の知識の欠如 ・地域のつながりの希薄化 ・長期欠席児童生徒の増加	○子どもの自立性・社会性を育む適宜な体験の実施 ○地区教育フォーラム等の地区活動の支援	○子どもからのSOS相談を受ける仕組みづくり ○不登校児童生徒の居場所の確保 ○いじめ相談場所の確保 ○中間教室の整備による学習機会の確保 ○不審者情報の発信	

基本目標⑤ 生涯、共に学び、誇りと愛着を持ったグローバルな人材を育むむら

5-7. 保育・子育て支援の充実



(1) SWOT分析による現状と課題

	機会 (Opportunity)		脅威 (Threat)	
	外部環境	内部環境	外部環境	内部環境
強み (Strength)	・子ども子育て支援事業計画 ・子ども子育て会議 ・インフラ整備による子育て世帯の流入 ・子ども家庭支援ネットワーク構築 ・地域型保育事業の推進 ・3歳以上児の保育料無償化 ・保小中一貫教育の推進	○学遊館広場等における体験型事業の充実 ○子育て支援事業の活用 ○子育て支援や子育てひろばの充実と情報の発信 ○子育てひろばと地域ボランティア等との交流 ○たかぎ子育て恵草の実践 ○保育士の適正確保 ○保育士の人材育成とスキル向上 ○自然を最大限に活かした、特色ある保育の実施 ○保小連携による「ハローギャップ」の解消 ○特別保育・土曜保育の実施 ○未達児保育・障がい児保育の充実 ○一時預かり保育の実施 ○病児保育事業	・少子化・核家族化の進行 ・高齢化による出生率の低下 ・社会進出、就労形態の多様ななどによる子育てへの関心の低下 ・児童虐待の増加 ・親の教育力の低下 ・教育保育に求められるニーズの多様化 ・未達児保育受け入れ希望の増加 ・慢性的な保育士不足	○土曜日の教育支援の充実 ○新たな子育て拠点施設（園）の検討 ○園児がICTに触れる場の提供 ○施設でのICT化による保育士の業務負担と保護者負担の軽減 ○外国語支援員等による幼児期からの英語教育の推進 ○統合保育園建設に伴う広域入所者等受け入れ体制の拡充 ○特別な配慮を必要とする園児の早期発見と適切な対応、支援の充実
弱み (Weakness)	・子どもの減少と地域による子どもの数の偏り ・子どもの交流機会、体験機会の減少 ・子育てに対する母親の負担感の増大 ・取り組みに対する保護者の興味関心の低下 ・家庭の保育・教育力の低下 ・保育士不足	○切れ目のない子育て支援と相談窓口の一体化 ○未就園児を抱える保護者の居場所づくりの研究 ○ワークライフバランスの啓発 ○地域の子どもの数に偏る保育運営の検討 ○保小中一貫教育の検討 ○保育園情報提供のための媒体整備 ○外国籍の子どもにも対応できる体制整備	○児童相談所及び児童家庭支援センターとの連携 ○保小連携による情報共有体制の強化	

上記の総合計画に基づき、喬木村では令和 4 年度の児童福祉法改正を受けてこども家庭センターを令和 6 年度下期に設置・運営開始となり、本事業においてもこども家庭センターを総括管理主体とした取り組みを実施した。こども家庭センターは国が掲げる方針である包括的な子育て支援強化に沿い、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な支援を行う施設としての運営を予定しており、設置の目的は以下 3 点である。

① 相談窓口の一本化

子育てに関する様々な相談窓口を一本化することで村民にとって迷いなく相談を行いやすい体制を構築し、村民における子育て負担の減少を図る。副次的な効果として、一本化された相談窓口による適切な担当者の割り当てにより、村全体で見た子育て支援業務の効率化も期待している。全国の地方自治体と同様、生産年齢人口の減少が課題として存在する喬木村において、業務の重複を極力減らすことで効果的な子育て支援運営を実現する。

② こども・家庭に関する情報の一元化

窓口の一本化に加えてこども・家庭に関する情報についてもこども家庭センターで一元化して管理することを目指す。これにより、こども・家庭の状況について多角的な観点から把握することを可能とし、潜在的に支援が必要なこども・家庭の早期把握を可能とすることを狙う。こども・家庭領域におけるデータ・業務の分散管理による弊害は 2023 年 3 月 10 日に開催された大臣と EBPM 有識者との意見交換会における中室先生資料においても指摘されており、経済困窮を抱えている家庭が経済困窮以外の課題を同時に抱える可能

性の高さや、これらの問題に関連するデータが行政の縦割りによって分散管理されることで所管横断的な情報共有が妨げられ、重層的な課題を抱える子供に対する支援が十分に行われているとは言えないとされている。

③ ①②を踏まえた総合的・切れ目のない支援の実現

相談窓口並びに情報の一元化を行うことで、最終的には総合的・切れ目のない支援を実現する。特に、保育園・幼稚園から小学校、あるいは小学校から中学校というステージの変わり目における情報の分断をなくし、情報を断続的に集約することで、喬木村としての総合的・切れ目のない支援体制を構築することを目指す。

1.1.2 目的

本事業では喬木村こども家庭センターにおける取組をこども家庭庁が定めるこどもデータ連携ガイドラインに沿って推進することで、喬木村におけるプッシュ型・アウトリーチ型の支援の実現を目指す。

本年度末時点では、以下の3点を達成することを目指す。

- ・ システム抽出された支援の必要性が高いと思われるこどもに対し、人の目による支援や見守り等の必要性の確認・検討を実施し、支援が必要と判断されたこどもや家庭への支援を実施する。
- ・ こどもの基本情報・アセスメント結果・支援方策・支援実施状況を一元的に管理、関係者間で共有し、密な連携を可能にする。
- ・ 喬木村こども家庭センターが、こどもや家庭の第一のワンストップ相談窓口として機能し、かつこどもや家族を直接的に支援する関係機関の連携調整を担う。

1.2 実証事業の内容

1.2.1 実施内容(令和 6 年度)

初年度となる本年度は、喬木村こども家庭センターを総括管理主体とした支援を実施した。「ヨリソル」に各課からのデータを連携し、基本連携データ項目及びその他関連性の高いと考えられるデータ項目の該当数を基にした抽出を行った。データによって抽出した児童について、既存の会議体を活用したケース会議で、支援の要否の判断及び支援方策を決定し、決定した方策に基づいて各関係機関が支援を実施した。

図表 1-3 本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

対象とする困難の類型	虐待、貧困、不登校
実施事項	1. データ連携（リスク判定）項目、リスク閾値の検討及び精査 2. システムの構築（各システムのデータを名寄せし、データ連携基盤に統合する仕組みを構築。併せてダッシュボード画面を構築。） 3. 庁内外への連携体制、個人情報保護に関する検討及び整理 4. 庁外への情報共有のタイミング・方法の検討及び整理 5. 効果検証の実施
データ連携・支援の対象となるこどもの範囲	喬木村在住の 6～15 歳のこども（村内の小中学校に所属する約 500 名）
連携するデータ項目の選定(2 章)	基本連携データ項目のうち喬木村が保有するデータ項目（No.1～3,8～18）、昨年度の実証事業において関連性が高いと認められた項目（虫歯、母親の喫煙歴）に加え、基本連携データ項目以外に関連性が高いと考えられる 4 項目
判定基準の検討（3 章）	基本連携データ項目と、その他関連性が高いと考えられるデータ項目の該当数を基に判定基準を作成した。その際、特に関連性が高いと考えられる項目については、困難類型ごとに重み付けを行った。
個人情報の適正な取扱いに係る整理 （法的整理、手続き等）(4 章)	実証事業ガイドラインを参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）の整理を実施
システムの構築 （システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）(5 章)	判定システム「ヨリソル」の構築・運用を実施した。 ヨリソルのダッシュボード機能を活用し、こども一人ひとりの困難度合を算出。原則データ項目ごとに設定している閾値に該当した場合に 1 点を加算する方式を採用。ただし、各困難類型において特に関連度合が高いと考えられる項目については 2 点を加算するなど、困難類型ごとに加算ロジックを検討した。安

	全管理措置として、パブリッククラウド上で提供されるヨリソルに個人情報を入力しない仕組みを採用。各こどもには固定の識別子となる ID を附番する形で対応した。
システムによる判定の実施 (6 章)	ヨリソルにて、各児童生徒の困難度合の判定を実施。虐待 280 名、貧困 280 名、不登校 215 名の児童生徒が困難度合い E 以上 (1 点以上) として抽出された。
支援に向けた人による 絞り込み (7 章)	ヨリソルで抽出された児童生徒の情報を各学校へ共有し、教師による支援要否の絞り込みを実施した。今年度事業では本絞り込みに十分な期間を要することができなかったこともあり、具体的な支援が必要な児童生徒の特定には至らなかった。
データ連携により把握したこども等に対する支援 (8 章)	上記の通り、絞り込みの結果支援が必要な児童生徒が特定されなかったため、具体的な支援は実施しなかった。

1.3 実証事業を通じて実現した業務プロセス

今年度の実証事業では、以下の図で示す支援プロセスを実施した。

「ヨリソル」に各課からの提供データを連携し、基本連携データ項目と、その他関連性が高いと考えられるデータ項目の該当数を基に抽出した。

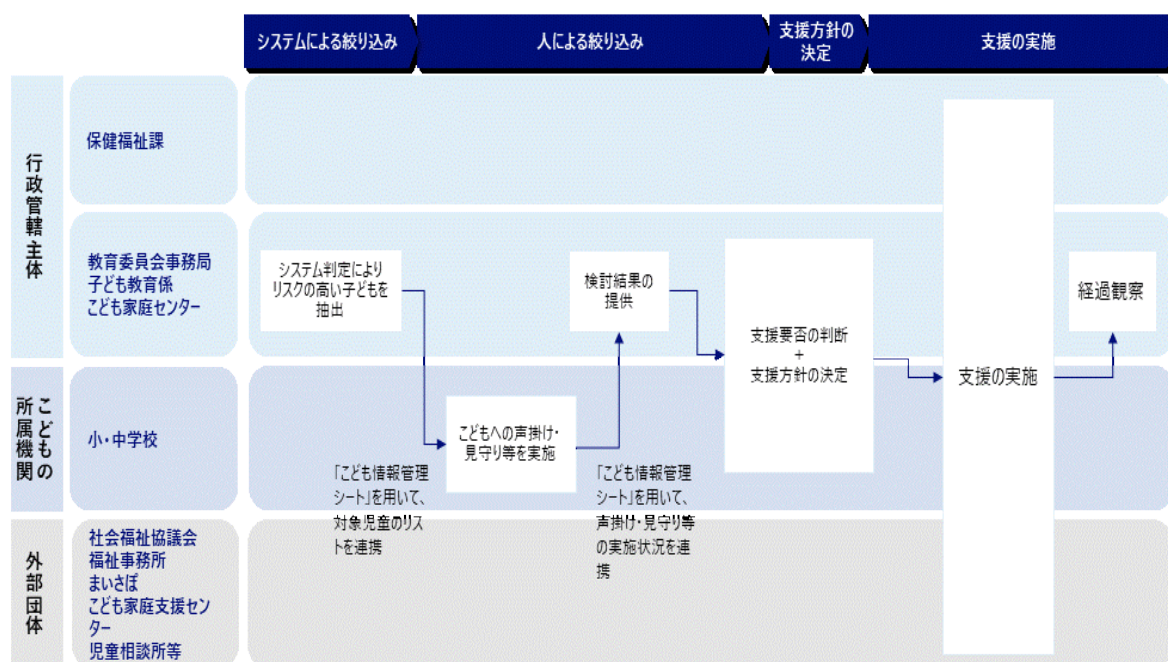
リスク判定は、A（リスク高）から E（リスク低）、そして F（該当項目なし）の 6 つに分類。

そのうち、リスク判定 A～E に該当する児童については、関係機関（学校等）へ情報を共有し、人による絞り込みで支援の必要性を検討してもらうよう依頼した。

その検討結果をこども家庭センターで収集し、各機関と連携しながら見守りや個別支援の実施を検討した。

今年度の実証においては、法的整理・こどもデータ連携の仕組み構築に多くの時間を要したことから、以下プロセスイメージのうち支援への実施以前のフェーズを限定的に実施する形となった。

図表 1-4 本年度の実証を通じて実現した業務プロセス



1.4.1 スケジュール

10月頃までに体制の整備と法的整備に関する検討を行い、その後、システムの設計・開発並びにデータの収集・名寄せ・加工を実施し、システムを構築した。

今後は、本仕組みを活用して、十分な期間を確保したうえで支援を実施するとともに、その結果を踏まえてシステムや運用面を含めた本取り組み全体のブラッシュアップを行うことを想定する。

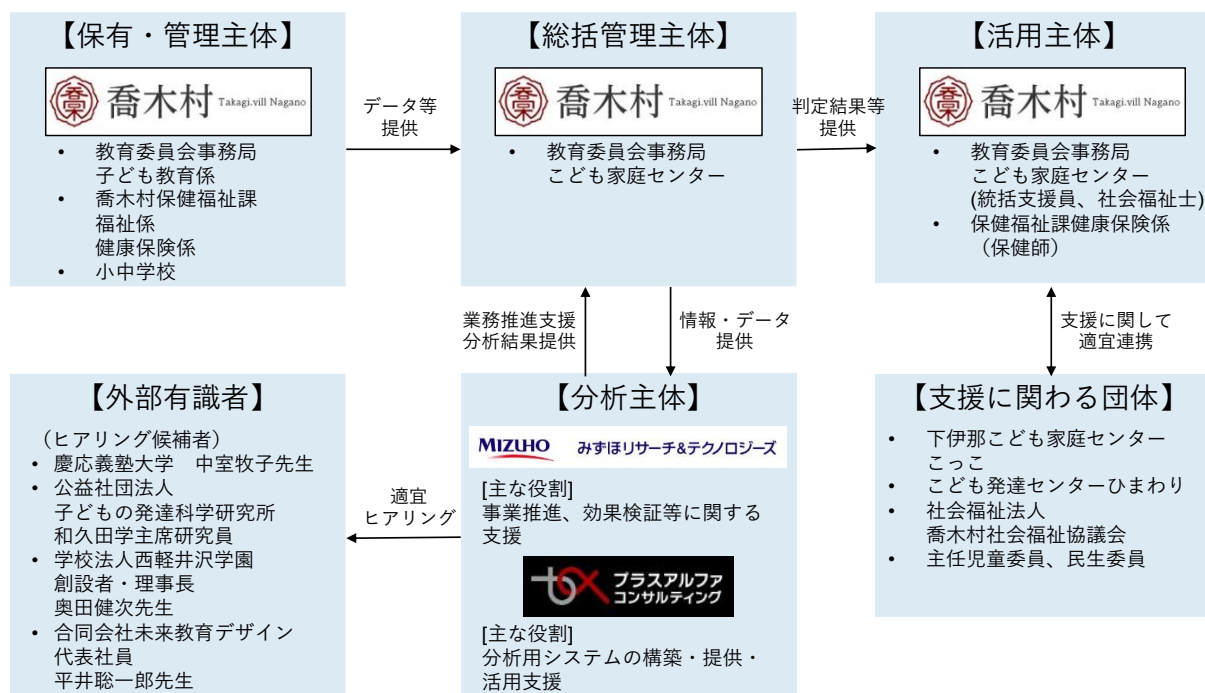
図表 1-5 本実証のスケジュール

大項目	小項目	2024年					2025年		
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制の整備	実施体制 検討								
	データを取り扱う主 体の整理・役割分 担								
法的整備	個人情報に係る分 析と整理								
システム開発	仕様検討								
	設計								
	開発								
	データ連携のための 名寄せ・加工等								
効果検証・支援策 検討	検証方法設計								
	支援実施						▲リスク判定		
	成果と課題検証								
報告書作成	中間報告会資料 作成								
	成果報告書作成								

1.4.2 実施体制

本実証事業の実施体制は下記のとおりである。喬木村こども家庭センターを中心にプロジェクトを推進し、庁内外の関係各所に協力を依頼し、事業を実施した。

図表 1-6 本実証の実施体制



図表 1-7 データを扱う主体、役割

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	喬木村教育委員会事務局 こども家庭センター	本事業並びにこどもデータ連携の取組の総括的管理を担い、方針検討、データ連携の仕組み構築、個人情報の取り扱い にも留意した必要データ収集、潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期把握、活用主体への情報提供等を行う。
保有・管理主体	喬木村教育委員会事務局 子ども教育係	要保護児童対策地域協議会・就学判断・保育園に関する データの提供を行う。
	喬木村保健福祉課 福祉係	児童扶養手当・障がい福祉・生活保護に関するデータの提供を行う。
	喬木村保健福祉課 健康保険係	母子手帳・乳幼児健診・予防接種に関するデータの提供を行う。
	小・中学校	出欠席に関するデータの提供を行う。
活用主体	喬木村教育委員会事務局	潜在的に支援が必要と判定されたこどもや

	こども家庭センター 統括支援員	過程に対する支援 に際した情報提供や支援の実施を担う。
	喬木村保健福祉課 健康保険係 保健師	(同上)
分析主体	みずほリサーチ& テクノロジーズ 株式会社	事業全体に関する推進支援、利用データ項目選定支援、法的整備支援、支援への接続推進支援、効果検証支援等を担う。
	プラスアルファ・ コンサルティング 株式会社	事業全体に関する推進支援、利用データ項目選定支援、こどもデータ連携の仕組み構築支援等を担う。

1.5 本実証に要する費用

本事業に要した費用は下記のとおりである。

図表 1-8 本実証の見積費用

費目		金額（税抜き）
基本連携データ項目に関する経費	データ項目選定支援並びに法的整備支援に係る人件費	¥4,000,000-
	こどもデータ連携の仕組み構築に係るシステム初期費用	¥1,250,000-
基本連携データ項目以外のデータ項目に関する経費	データ項目選定支援並びに法的整備支援に係る人件費	¥500,000-
	こどもデータ連携の仕組み構築に係るシステム初期費用	¥0-
こどもデータ連携の仕組み構築におけるデータ連携・加工に係る有償サポート費用 ※本費用はヨリソルの活用の際に発生する費用であるため、基本連携データ項目の該当有無に寄らず費用は固定		¥1,200,000-
アセスメント並びに人の目による支援の必要性検討に係る支援 ※民間事業者へのコンサルティング委託費用に該当		¥3,500,000-
必要な支援・見守り実施状況に関する推進支援に係る人件費 ※民間事業者へのコンサルティング委託費用に該当		¥800,000-
事業効果の評価・分析等の設計支援に係る人件費 ※民間事業者へのコンサルティング委託費用に該当		¥2,750,000-
設計した事業効果測定方法に則った事業効果の測定（成果指標の有効性の検証）支援に係る人件費 ※民間事業者へのコンサルティング委託費用に該当		¥1,000,000-
合計		¥15,000,000-

第2章 連携するデータ項目の選定・準備

2.1 データ連携に必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

本実証においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理したうえで取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、『こどもデータ連携ガイドライン（素案）』（令和6年3月）で定義された18のデータ項目である。また本実証では、昨年度実証事業により関連が認められた2項目（No.19,20）を併せて活用する方針となっている。

また、対象とする困難の類型である「虐待・貧困・不登校」に関連すると想定されるデータ項目を追加で収集・連携した。基本連携データ項目に加えて利用する追加データ項目は、基本連携データ項目と併用して活用することで支援が必要な子どもや家庭を早期に把握するために役立てるだけでなく、支援が必要であると判断された子どもに対して具体的な支援方法を検討する際の参考情報としても活用することを想定して検討を進めた。この検討結果は「図表 2-2 追加データ項目の選定理由 等」に示す。

2.2 データ項目の選定結果

2.1 節を踏まえて、本実証にて連携するデータ項目及び保存・管理主体は下記のとおりである。
 なお、本実証において活用するデータについては、実証事業として本年度は臨時的に活用しているため、実証事業が終了する令和6年度末までに削除する想定である。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	基本連携データ項目	利用有無	(利用の場合)	特記事項 (利用する場合の補足/利用できない理由等)	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
			関連する困難類型			
1	要対協のケース進行管理台帳_ (こども氏名)	○	貧困 虐待		EXCEL	教育委員会
2	一時保護児童票_ (こども氏名)	○	虐待		EXCEL	教育委員会
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診健診結果_3 歳児健診受診日	○	貧困 虐待		EXCEL	保険福祉課健康 保険係
4	3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/1 歳 6 か月児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出/3 歳児健診アンケート_ (出来事) 家に残して外出	×		データを保有していないため	—	—
5	3～4 か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/1 歳 6 か月児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった/3 歳児健診アンケート_ (出来事) 長時間食事を与えなかった	×		データを保有していないため	—	—

6	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	×	データを保有していないため		—	—
7	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった	×	データを保有していないため		—	—
8	1歳6か月児健診結果_パーセンタイル値（体重）/3歳児健診健診結果_パーセンタイル値（体重）/児童生徒健康診断票情報_健康診断_体重	○	貧困 虐待 小中学校で実施している児童生徒健康診断票情報を活用		校務支援システム	各学校
9	精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード	○	不登校		住民情報管理システム（リームス）	保険福祉課福祉係
10	障害児支援申請決定情報_受給者証番号	○	不登校		住民情報管理システム（リームス）	保険福祉課福祉係
11	出欠の記録_欠席日数	○	虐待 不登校	2024年度4月～9月のデータを使用	校務支援システム	各学校
12	遅刻日数	○	虐待 不登校	2024年度4月～9月のデータを使用	校務支援システム	各学校
13	学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果	○	虐待 不登校	2024年度4月～9月のデータを使用	フィルタリングシステム（i-フィルター）	各学校
14	妊婦健診結果_受診日	○	貧困 虐待		住民情報管理システム（リームス）	保険福祉課健康保険係
15	産婦健診結果_ EPDS 評価点数	○	虐待		住民情報管理システム（リームス）	保険福祉課健康保険係

16	身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	○	貧困		住民情報管理システム(リームス)	保健福祉課福祉係
17	(生活保護) 決定個人情報_開始年月日	○			EXCEL	保険福祉課福祉係
18	(児童扶養手当) 支給情報_支給区分	○	貧困		EXCEL	保険福祉課福祉係
以下、基本連携データ項目ではないが、昨年度の実証事業において関連性が高いと認められた項目						
19	虫歯の数	○	貧困 虐待 不登校		健康かるてシステム) 又は校務システム	保健福祉課健康保険係 各学校
20	母親の喫煙(妊産婦健診時アンケート等)	○	貧困 虐待 不登校		健康かるてシステム	保険福祉課健康保険係

図表 2-2 追加データ項目の選定理由 等

No	追加データ項目	利用有無	関連する困難類型	選定理由/ 選定しなかった理由	データ管理方法 (システム名等)	データ管理主体
1	WEB QU (アンケート)	○	貧困 虐待 不登校	学校生活における児童生徒の利 心理的状況を把握することが可 能と考えたため。	学習 e ポータル (まな びのポケット)	各学校
2	ケース進行管理表	×	貧困 虐待 不登校	基準値/閾値を判別することが困 難であったため、データ項目とし ては扱わなかった。	EXCEL	教育委員 会
3	乳幼児健診データ	×	貧困 虐待 不登校	該当データ項目が存在しなかつ たため活用を見送った。	EXCEL	保健福祉 課健康保 険係
4	健康カルテ (予防接種履歴)	○	貧困 虐待 不登校	予防接種履歴の有無をデータと して活用	健康かるてシステム	保健福祉 課健康保 険係
5	虐待履歴	×	貧困 虐待	基本連携データ項目 No. 1 と同様 の内容のため使用しなかった。	EXCEL	教育委員 会

			不登校			
6	就学相談	○	貧困 虐待 不登校	過去の就学相談有無が困難類型に関連するものと考えたため。	EXCEL	教育委員会
7	特別支援教育の指導計画、アセスメント等	×	貧困 虐待 不登校	基準値/閾値を判別することが困難であったため、データ項目としては扱わなかった。	特別支援教育システム (LITALICO)	各学校
8	サポートプラン	×	貧困 虐待 不登校	該当データ項目が存在しなかったため活用を見送った。	—	教育委員会
9	母子家庭か父子家庭か	○	貧困 虐待 不登校	基本連携データ項目 No. 18 のデータに母子・父子家庭の状況を含めて活用。	EXCEL	保険福祉課福祉係

なお、当初計画の段階では上記「図表 2-2 追加データ項目の選定理由 等」に記載の項目のうち、利用有無列が「×」となっている項目についても利用を想定していたが大きく以下 2 つの理由からデータの活用に至らなかった。

理由①過年度のデータが存在していなかった：

本実証事業では令和 6 年度に在籍している小中学生を対象にダッシュボードを構築しデータの収集・抽出を行ったが、乳幼児健診データ等当該児童生徒に関する過去のデータが一部不足していたことから、データの活用を見送ることとなった。

理由②基準値/閾値を判別することができないデータだった：

ケース進行管理表などについては当該児童生徒に関する状況や支援実績などが自由記述により記入されておりプッシュ型・アウトリーチ型の支援において重要な情報となる一方で、本実証事業においてはダッシュボード内でデータ項目を一覧化し、閾値への該当有無を判定し困難度合を算出する仕組みとしていたため、閾値や基準値の設定が困難だったため活用を見送った。今後、自然言語解析等により、記載内容から困難度合を定量化できるような技術の活用が期待される。

2.3 データの準備・加工

2.3.1 アナログ情報のデジタル化

以下のアナログ情報をデジタル化の対象とした。

- 乳幼児の健診記録（保健福祉課健康保険係保有）※平成 30 年以前の記録

デジタル化の手法としては、エクセルシートへの手動入力を行った。

2.3.2 データの加工

データ連携にあたっては、主に以下の目的に対応するため、データの加工を実施した。

- 個人情報の保護（名前・住所・年齢・学年・性別等の情報削除）
- 統一コードの附番
- 分析に適した形式への変換

主な加工内容及びツールは下記のとおりである。

図表 2-3 データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	個人識別情報（氏名、住所、生年月日、性別 等）を削除	エクセル上で当該情報を削除
2	村内で全村民に対して独自に採番・附番している、世帯コード・宛名コードを用いて児童生徒に対して統一のコードを附番	エクセル上で世帯コードと宛名コードをエクセル関数により統合
3	ダッシュボードシステム（ヨリソル）へのデータ投入に際して、既存データの行列変換、日付データの形式変更、統合セルの解除などを実施	エクセル内にて手動で実施。

2.3.3 名寄せ

データ連携にあたっては複数のシステムからデータを取得しており、統一キーを設定する必要があった。住民情報管理システムにて村内で独自に附番している世帯コード・宛名コードが複数のデータ項目に含まれていたことから、2種類のコードを統合したキーを統一キーとして設定した。具体的な名寄せの手順は以下のとおりとなる。以下、No.1~3の作業について、こども家庭センター職員2人が各5時間程度の時間を要したため、計10時間程度を要した。

図表 2-4 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	宛名番号・世帯番号での突合	住民情報管理システム等から出力されたデータについて宛名番号・世帯番号をキーとして突合
2	氏名・住所等での突合	キー情報を保持していないシステムから出力されたデータについては、基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）等を利用して、突合し、統一キーを附番
3	外字の修正作業	名寄せにおいて外字により突合できなかった氏名について手作業で修正を実施

名寄せを実施後、SaaSとなるダッシュボード（ヨリソル）には個人情報を除いて全データを投入する必要があった。支援への接続においてはダッシュボード上に投入された個人情報を除いたデータを、各児童生徒の情報と容易に紐づけられる必要があったため、エクセル上で統一IDをキーとして情報を紐づけ可能な関数を実装し、効率的な運用につなげた。

2.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

データ項目の検討にあたっては、村内の各部署から横断的にデータを収集したため、データの形式や共通するキー項目が無いことが課題であった。今年度は実証事業を実施するにあたって一時的にデータの加工・名寄せを実施した。（「2.3.2 データの加工」及び「2.3.3 名寄せ」に記載のとおり。）しかし、今後継続的にデータ一元化の取組を実施する場合、世帯コードや宛名コードが各部署にて自動的に附番される仕組みを構築するなど、将来的なデータ活用を見据えた取り組みが重要となる。

第3章 判定基準の検討

3.1 判定基準の設計の過程

判定基準の設計においては、基本連携データ項目とその他関連性が高いと考えられるデータ項目の該当数を基に抽出を行った。

当初の検討では、困難類型ごとに関連性が高いと考えられるデータ項目を絞りこんで、ダッシュボードを構築する方針としていた。しかし、特定のデータ項目に限定すると該当するデータ項目の数が少なくなり、児童生徒間の困難度合の差が小さくなるという課題が生じた。

そのため、最終的には「虐待」「貧困」「不登校」のいずれの困難類型についても、本事業で利用する方針とした全てのデータ項目を用いて、困難度合を算出する方法を採用した。

リスク判定方法としては、データ項目ごとに設定している閾値・基準値に該当した場合、困難度合を1点加算するという加算方式を採用し、各児童の困難度合を算出した。一方で、自治体職員の意見を基に、各困難類型で関連性がより高いと考えられる項目については、重みづけを行い、該当した場合には2点加算する方式を取り入れた。このように、基本的な1点加算方式をベースとしつつ、特定の項目については2点加算を行うことで、より精度の高い困難度合の算出を目指した。

その後、最終的な困難度合の点数に応じて、リスク判定をA（リスク高）からE（リスク低）、そしてF（該当項目なし）の6つに分類した。詳細については下記に示す。

図表 3-1 リスク判定結果の基準

リスク判定結果	判定基準
リスク判定 A	困難度合が 5 点以上の児童
リスク判定 B	困難度合が 4 点以上の児童
リスク判定 C	困難度合が 3 点以上の児童
リスク判定 D	困難度合が 2 点以上の児童
リスク判定 E	困難度合が 1 点以上の児童
リスク判定 F	困難度合が 0 点（該当項目なし）の児童

3.2 判定基準に用いたデータ項目

導出した判定ロジックに用いたデータ項目は、下記のとおりである。なお、基本データ連携項目については、こどもデータ連携ガイドライン（素案）に記載の閾値を活用した。また、困難類型ごとに重みづけを実施したが、その重みづけを行った項目についても記載のとおりである。

図表 3-2 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	基本連携データ項目	重みづけ		判定に用いるために実施した処理	データ項目説明	判定に用いた理由
		困難類型	実施有無			
要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	虐待	○	ケース進行管理台帳に世帯番号・宛名番号を付与	基本連携データ項目 No.1 に該当	こどもデータ連携ガイドラインに沿って判定に活用
一時保護児童票_（こども氏名）	○	虐待	○	ケース振興管理台帳に世帯番号・宛名番号を付与	基本連携データ項目 No.2 に該当	（同上）
3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診健診結果_3 歳児健診受診日	○	—	—	受診履歴データとして整理を実施したのち、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ項目 No.3 に該当	（同上）

1 歳 6 か月 児健診結果 _パーセン タイル値 (体重) /3 歳児健診健 診結果_パ ーセンタイ ル値(体重) /児童生徒 健康診断票 情報_健康 診断_体重	○	—	—	学校の検診データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ 項目 No.8 に該 当	(同上)
精神障害者 保健福祉手 帳情報_主 たる精神障 害コード	○	—	—	手帳管理台帳データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ 項目 No.9 に該 当	(同上)
障害児支援 申請決定情 報_受給者 証番号	○	—	—	(同上)	基本連携データ 項目 No.10 に該 当	(同上)
出欠の記録 _欠席日数	○	—	—	欠席データ集計の上、 世帯番号・宛名番号か ら識別用コードを生成	基本連携データ 項目 No.11 に該 当	(同上)
遅刻日数	○	—	—	遅刻データ集計の上、 世帯番号・宛名番号か ら識別用コードを生成	基本連携データ 項目 No.12 に該 当	(同上)
学校等での アンケート・セルフ メンタルチ ェック等の	○	不登校	○	端末検索キーワードに 関する見守りログデー タを活用し、世帯番号・ 宛名番号から識別用コ ードを生成	基本連携データ 項目 No.13 に該 当	(同上)

判定結果						
妊婦健診結果_受診日	○	—	—	検診履歴データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ項目 No.14 に該当	(同上)
産婦健診結果_ EPDS 評価点数	○	—	—	妊婦検診結果データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ項目 No.15 に該当	(同上)
身体障害者手帳情報_資格状態コード/療育手帳情報_資格状態コード/精神障害者保健福祉手帳情報_資格状態コード	○	貧困	○	手帳管理台帳データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ項目 No.16 に該当	(同上)
(生活保護) 決定個人情報_開始年月日	○	—	—	生活保護支給管理台帳データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ項目 No.17 に該当	(同上)
(児童扶養手当) 支給情報_支給区分	○	—	—	母父子家庭管理名簿データを活用し、世帯番号・宛名番号から識別用コードを生成	基本連携データ項目 No.18 に該当	(同上)

虫歯の数	×	—	—	歯科検診履歴データを 活用し、世帯番号・宛名 番号から識別用コード を生成	昨年度の実証事 業において関連 性が高いと認め られた項目に該 当	昨年度の実証事 業結果を踏ま え、喬木村にお いても判定に活 用
母親の喫煙 (妊産婦健 診時アンケ ート等)	×	—	—	妊産婦健診時アンケートデー タを活用し、世帯番号・宛名番 号から識別用コードを生成	(同上)	(同上)
WebQU アンケー ト	×	—	—	学究生活不満足群の該 当有無を基準値として 設定	学校生活満足度 に関する調査結 果	学級内での生活 に問題がある場 合、その背景に 何らかの困難を 抱えている可能 性があると判断 したため
健康カル テ (予防 接 種 履 歴)	×	—	—	予防接種履歴の有無を 基準値として設定	予防接種の実施 履歴に関するデ ータ	予防接種の履歴 が無い場合、家 庭が何かしらの 問題を抱えてい る可能性がある と判断したため
就学相談	×	—	—	就学相談の有無を基準 値として設定	こどもの就学先 相談の実施有無 に関するデータ	過去に就学相談 の履歴がある場 合、当該児童生 徒あるいは家庭 が何かしらの問 題を抱えている 可能性がある と判断したため

3.3 判定基準の特徴

本事業では、連携したデータ項目への該当有無をダッシュボード画面にて一覧化することで、各児童生徒の困難度合に関する状況と併せて、どの項目に該当しているかという個別の状況についても一覧上で確認可能となる。この仕組みにより、困難度合の判定結果に関する透明性を高めることができる。

併せて、具体的な数値（例：欠席日数、遅刻日数等）についてもダッシュボード上で確認が可能となるため、各児童生徒のより具体的な状態を把握することが可能となる。

また、ヨリソルのダッシュボード上では、困難度合の算出ロジックや重みづけ等について柔軟に変更が可能である。このため、今後新たなデータ項目の追加やロジックの変更が発生した場合にも迅速に対応することができる。これにより、日常的な運用を効率的に行うことが可能となり、継続的な改善や運用の最適化が期待される。

一方で、「虐待」「貧困」「不登校」のいずれの困難類型についても、連携するデータ項目が同一であるため、それぞれのケースに正確に焦点を当てられていないという課題がある。

一部のデータについては重みづけを行っているものの、ロジックの精度を低下させている可能性が懸念される。

この課題を解消し、判定結果の精度を向上させるために、今後は各ケースに特化したデータ項目の追加や、より精緻な重みづけの方法を検討していく予定である。これにより、各困難類型に対する判定の正確性を高め、より適切な支援につなげることを目指す。

第4章 個人情報の適正な取扱いに係る整理

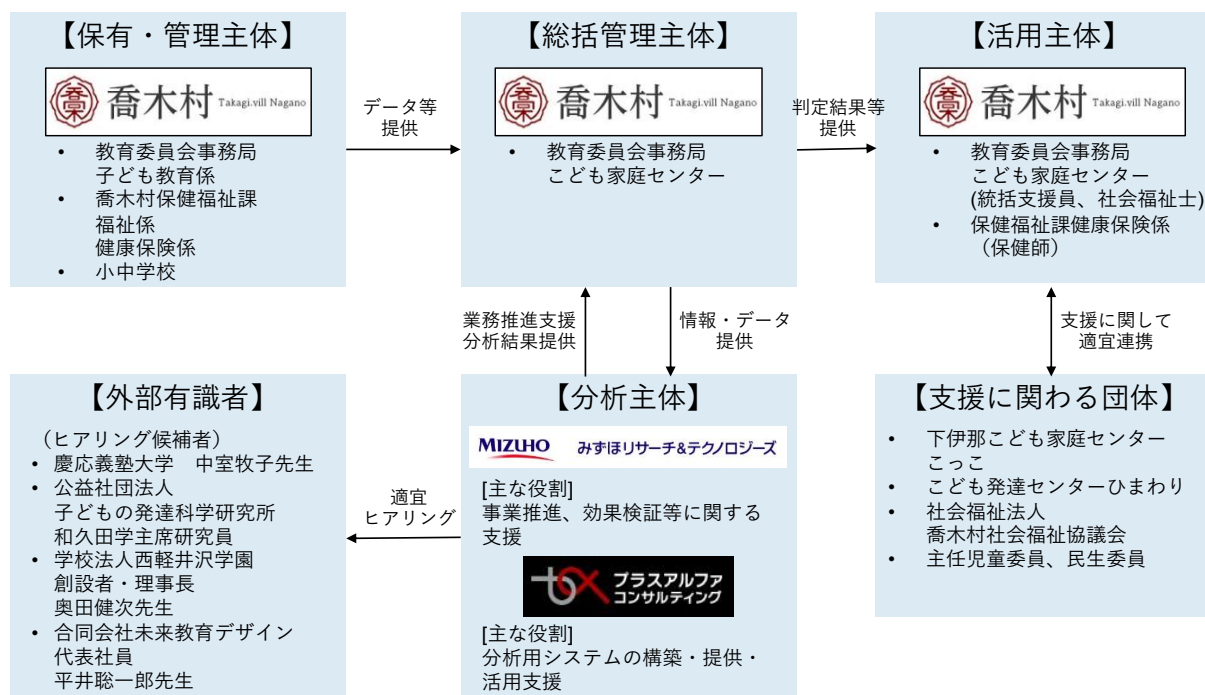
4.1 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1 個人データ連携に係る関係部署及び連携フロー

本実証においてデータ連携する関係部署は下記のとおりである。教育委員会事務局こども家庭センターが「総括管理主体」、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社及び株式会社プラスアルファ・コンサルティングが「分析主体」、教育委員会事務局こども家庭センター（統括支援員）及び保健福祉課健康保険係が「活用主体」としてデータのやり取りを行った。

また、個人データを取扱う上で実証事業における個人情報保護に関する責任部門・責任者は喬木村総務課であると定義し、最終的には喬木村長への報告・承認を得て事業を推進した。

図表 4-1 実証事業でデータ連携する関係部署及び体制



上記各部門よりデータを連携し、本実証を実施した。データの連携フローは下記のとおりである。

具体的には、保健福祉課が所持する住民情報管理システム上のデータ（健康データ、障害データ、住民基本台帳情報）や、同じく保健福祉課が Excel で管理する乳児健診データ、母子・父子家庭データ、生活保護受給履歴、母子手帳交付履歴、児童扶養手当受給履歴を活用した。

また、教育委員会事務局が所持する校務支援システムデータ（出欠データ）、フィルタリングシステム、特別支援教育システム上のデータ（指導計画、アセスメント）や、同じく教育委員会事務局が Excel で管理する要対協登録履歴、一時保護履歴、就学相談履歴も連携した。これらのデ

ヨリソルに投入するデータについては、氏名などの個人情報に加え、住所や性別・学年等の個人データについても一切含まれない形にデータ加工を行った。

	住民	データ保有・管理主体/活用主体	管理者（総括管理主体）	処理者（データ分析主体）
収集	橋木村 村民	個人情報 橋木村 ・教育委員会事務局こども教育係 ・橋木村保健福祉課 - 福祉係 ・橋木村保健福祉課健康保険係 ・小・中学校 自治体基幹系環境住民情報管理システム 独自Webシステム 児童支援システム 特別支援教育システム サーバシステム RDB	個人情報の連携 橋木村 ・教育委員会事務局こども家庭センター DB (EXCEL)	
保管		※ただし、個人情報に関する情報は除く	データ加工 個人情報削除加工されたデータ データ保持	
利用	橋木村 村民	支援のための情報連携 橋木村 ・橋木村教育委員会事務局 - こども家庭センター - 統括支援員・社会福祉士 ・橋木村保健福祉課健康保険係保健師 外部団体 ・下伊那こども家庭センター こっこ ・こども発達センター ひまわり ・社会福祉法人 橋木村社会福祉協議会 ・主任児童委員、民生委員	分析結果等 橋木村 ・教育委員会事務局こども家庭センター DB (EXCEL)	外部団体 ・みずほサーチ&テクノロジーズ株式会社 ・プラスアルファ・コンサルティング株式会社 データ分析
移転				
削除			橋木村 ・教育委員会事務局こども家庭センター 削除指示	

検討体制として、総括管理主体となるこども家庭センター（教育委員会事務局）に加え、各データの提供主体となる保健福祉課、村内の個人情報に関する主管部署となる総務課にて検討を実施。

4.1.3 法的整理の結果

総括管理主体（教育委員会）が保有するデータ

25

以下の①から④を政策基本原則も踏まえた観点として整理した。

- ① 当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。
 - 今年度は実証事業として試行的に実施する取組となるため、臨時的なものである。
- ② 法令（条例を含む）の定める所掌事務または業務の遂行に「必要な限度」であること。（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号）
 - データ項目の利用、提供について、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し支援につなげる事業において、蓋然性が高いと思われる必要最小限の項目としている。
- ③ 当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号）
 - 貧困、虐待、不登校等の潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげる事業について、必要最小限の範囲で個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によって迅速にデータ連携することにより、人の目によって見過ごされがちな支援が必要な子どもを抽出することができるという「相当の理由」があるとした。
- ④ 本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書）
 - プライバシー保護等も含めたデータガバナンス体制の構築に加え、研修等の人的安全管理措置、アクセスコントロール等の技術的安全管理措置等、個人情報を取り扱うにあたって必要な各種の措置を講じ、徹底することにより、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護を図ることができるとした。

首長部局（保健福祉課）が保有するデータ

保健福祉課が保有するデータについては、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の利用目的以外の目的のための外部提供として整理した。新たに保有する個人情報の利用目的は、「潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し支援につなげる事業において、速やかにデータ連携を実施し、人の目では見過ごされがちな対象者を抽出すること」とした。

整理の観点は、前段で記載した内部利用の整理と同様である。

なお、「小中学校は、独立した「地方公共団体の機関」（個人情報保護法第 2 条第 11 項第 2 号）ではなく、教育委員会内の組織にあたるため、小中学校が保有するデータは「新たに保有する個人情報」には該当しないとした。

2.データ活用時（データ分析）

教育委員会での分析作業については、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号に基づく利用目的以外の目的のための内部利用として整理した。整理の観点は、「1.データ収集時」と同様である。

一方、事業者に対しては、個人を特定できない情報として外部提供している。

3.データ活用時（支援策検討）

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号に基づく利用目的以外の目的のための内部利用・外部提供として整理した。整理の観点は、「1.データ収集時」と同様である。

また、関係機関（学校）への情報提供に際して、例えば人の目による支援の必要性の判断においては、学校に対して児童生徒の困難度合を情報として提供して支援の必要性に関する検討を依頼した。その際、首長部局が提供元となる各データ項目への該当有無を伝えることを避け、データ項目の一覧に関する情報と併せてそのうち”何個のデータ項目に該当しているか”、という定量的な情報のみを提供情報に含める形式とした。

これにより、個人情報保護法あるいはプライバシー等の観点を留意しつつ、学校視点でも各学校が知り得ない困難に関する情報の把握を可能とした。

4.データ活用時（支援策実施）

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号に基づく利用目的以外の目的のための内部利用・外部提供として整理した。整理の観点は、「1.データ収集時」と同様である。

4.2 個人情報等の取扱いにおける留意点(ガイドライン(素案)遵守状況)

1. 個人情報ファイル簿の作成

個人情報保護法第 74 条第 2 項第 9 号に基づき、喬木村では本事業で取り扱う情報について、対象者が 1,000 人未満であることを考慮し、個人情報ファイル簿の作成・公表は実施しない。

ただし、今後本人の数が 1,000 人を超過する場合には、個人情報保護法及びこどもデータ連携ガイドラインに基づいて、総括管理主体である教育委員会事務局こども家庭センターにて個人情報ファイル簿を作成する。

2. 個人情報の取扱いの委託等

喬木村が保有しているデータについては、個人情報削除加工・必要項目抽出等を適切に実施したうえでヨリソル環境へ投入する。外部事業者に対しても、提供する情報に個人情報は含まれないものの、分析業務の委託契約において適切な情報管理を求めている。

3. 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

喬木村情報セキュリティポリシー内に各安全管理措置に対応する具体的な記載が存在しており、それらに準じた対応を実施する。

■ 組織的安全管理措置

組織体制としては、喬木村情報セキュリティポリシー内にて最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者兼管理者、情報システム管理者、情報システム担当者、情報セキュリティ委員会を定めており、副村長を最高情報セキュリティ責任者としている。なお、セキュリティインシデントへの対応についても、庁内に整備されている喬木村情報セキュリティポリシーに準拠することとしている。

■ 人的安全管理措置

個人情報データの取扱いにおいては喬木村情報セキュリティポリシーのほか関連法令等を遵守する必要があることから、全ての情報システムは厳密な運用が実施されている。また、セキュリティ研修を毎年職員に実施している。

■ 物理的安全管理措置

サーバ等の管理、管理区域（サーバ室等）の管理、通信回線及び通信回線装置の管理、職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理について喬木村情報セキュリティポリシー内で規定されており、本規定に則した物理的安全管理措置を本実証事業でも共通的に対応。具体的には、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定、モバイル端末及び電磁的記録媒体の使用時以外の施錠管理等の物理的措置等を徹底している。

■ 技術的安全管理措置

コンピュータ及びネットワークの管理、アクセス制御、システム開発、導入、保守等、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報の収集について喬木村情報セキュリティポリシー内で規定されており、本規定に則した物理的安全管理措置を本実証事業でも共通的に対応。具体的には、本実証で構築したヨリソルについてもID/Passwordを用いた認証を必要としており、アクセス制御の観点から対策を実施している。

4. 開示、訂正、利用停止請求への対応

市民から開示、訂正、利用停止請求があった場合には、個人情報保護法及び喬木村個人情報保護法施行条例に準じる対応を想定。

5. 自己点検・監査

「喬木村情報セキュリティポリシー（9.2 自己点検）」にて、自己点検の実施方法や報告方法、活用方法を規定しており、上記ポリシーを遵守する。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な体制/取組

1. プライバシーガバナンス

プライバシーの保護の取り組みとしては、喬木村情報セキュリティポリシーに指定される体制と同様の体制で対応した。総務課長をプライバシー保護責任者に指名し、実証事業を推進した。

2. プライバシーに対する取組

こどもデータ連携ガイドライン（素案）では、以下に記載する各業務について、プライバシー上留意すべき事項が記載されている。こどもデータ連携ガイドラインの記載や昨年度参画自治体の実績を踏まえ、喬木村にて想定される対応を整理した。

図表 4-3 プライバシー上留意すべき事項の整理

業務	留意すべき事項	喬木村にて想定される対応
個人情報の取得	個人情報を取得する際には、政策目的を明確化した上で、政策目的を達成するために必要最小限の情報のみについて、プライバシーに配慮した形で取得すること。	本年度の新たな個人情報取得は予定しないが、支援対象の特定に必要な最低限の情報を活用すると整理
支援の必要性の判定	取得した個人情報を基に、判定ロジックを用いて対象者の支援の必要性を判定する場合、判定ロジックによる結果のみに基づいて対象者を判断することは許容されず、人の目による支援等の必要性の確認を補助する材料の一つとすること。	計画書通り、子ども家庭センターにて、支援等の必要性を最終的に判断
対応方針の決定	複数の関係者が集まり、支援方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証を行う場合、プライバシーに配慮の上、当該業務に必要な範囲の関係者に必要最小限の情報のみを提供するようにすること。	アクセス権（情報閲覧対象者）を限定する。また学校等に対しては、必要最低限の情報を提供する・プライバシー保護の注意喚起を促す文書を配布する等の対応を実施
見守り・支援の実施		
フォローアップ・検証		

そのうえで、本実証事業においては以下の取組を実施した。

■ 支援の必要性の判断における情報提供範囲の精査

学校に対して支援の必要性の判断を依頼したが、その際にすべての情報を提供するのではなく、首長部局が提供元となる各データ項目への該当有無については伝えることを避け、データ項目の一覧に関する情報と併せてそのうち”何個のデータ項目に該当しているか”、という定量的な情報のみを提供情報に含める形式とした。

■ 対応方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証

ヨリソルの情報閲覧者はこども家庭センターのみに限定。学校やその他支援機関に対しては、情報の内容並びに範囲を適切に制限した専用フォーマットエクセルにて情報を共有することとした。

3. プライバシー評価（実施有無と今後の方針）

現時点では計画していない。次年度以降、こどもデータ連携の取組を発展的に継続していく場合において、データ取得やデータ活用に関するプライバシー評価の実施要否を検討する予定である。

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要及びデータ連携方式(システム構成)

5.1.1 システムの概要

本実証事業において、構築・活用したシステムの概要は下表のとおりである。

図表 5-1 システムの概要

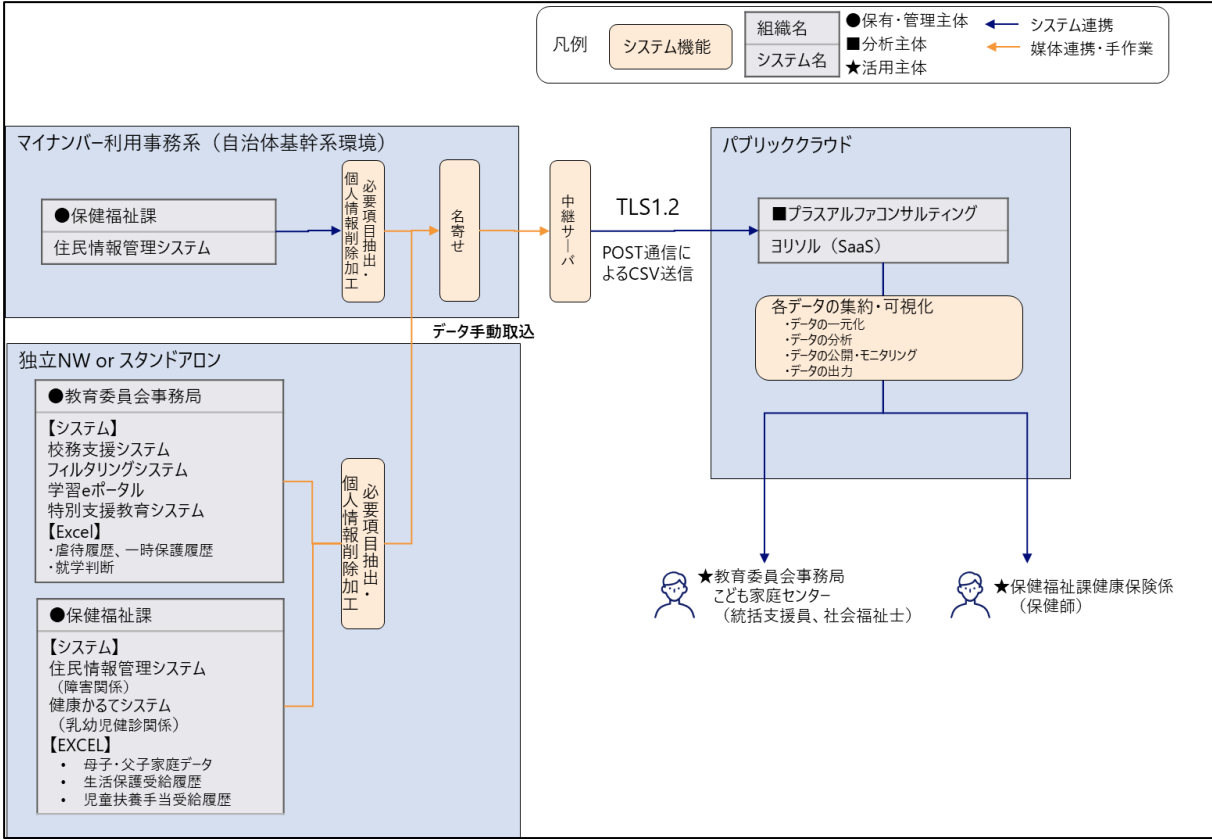
システム名	ヨリソル
機能概要	SaaS で提供されている機能を活用し、各データの集約・可視化を行うことに加えて、分析やカスタム帳票によるデータ出力を実施。
システム企画の設計にあたり留意・工夫した事項、システムの特徴等	本システムはパブリッククラウドにて提供される SaaS となるため、個人情報に該当する情報は投入しない方針とした。そのため、システム内で各児童生徒を識別するための統一キーを喬木村内で附番した上で各データを投入した。ヨリソルはダッシュボードシステムとなるため、本システム内で各データ項目が困難度合にどの程度影響するかの重みづけの設定を自由に調整可能である。本特性を生かし、データ投入後の状況を確認しながらアジャイル的に重みづけに関する検討を実施した。また、ダッシュボード上でのフリーテキストの掲載や強調表示も実施可能となっている。

5.1.2 データ連携方式及びシステム構成

本実証事業におけるシステム構成図は以下のとおりである。

- ① 自治体基幹系環境内システムに保管されているデータの活用 住民情報管理システムに登録されている健康データ等について、個人情報削除加工・必要項目抽出等を適切に実施し、手動によりヨリソル環境へのデータ投入を実施する。
- ② 独自 NW or スタンドアロンシステム内に保管されているデータの活用 校務支援システムや特別支援教育システム上のデータについて、個人情報削除加工・必要項目抽出等を適切に実施し、手動あるいはシステム連携によりヨリソル環境へのデータ投入を実施する。
- ③ セキュアな通信の確保 ①②データの連携は、セキュアな通信を実現するために TLS1.2 による通信を想定している。
- ④ 集約データの見える化 各データの集約・可視化はプラスアルファ・コンサルティング株式会社が提供するヨリソル（SaaS）を用いて実装する。本サービスは教育機関を中心に豊富な導入実績を有し、データの一元化・見える化に加え、分析やカスタム帳票によるデータ出力も可能であるため、喬木村におけるこども支援の運営方法等の検討と並行して適切な機能の取捨選択を行うことを想定している。等

図表 5-2 本年度の実証に係るシステム構成



5.2 システムによるデータ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1 データ連携機能及び判定機能とその活用方法

システム上の主要なデータ連携機能、判定機能と、関係者による活用方法は下記のとおり。

図表 5-3 主要な判定機能

No.	機能名	機能概要
1	データ連携機能	一意化の実現に向けて、任意の ID を付与し、データ更新が行われても同一 ID を付与する
2	データ登録・更新機能	指定された授受方法・授受場所に配置されたデータの格納前処理を実施する データ登録、更新操作及び、データの拡張に対しても、一意制を損なうことなく連携する
3	判定機能	予め設定した判別条件及び、任意の抽出条件にてデータ集約を実施する
4	データ検索機能	指定された条件にて当該データの抽出を実施する
5	データ参照機能	検索したデータの参照及び、抽出されたデータのグラフ化、地図化 等

図表 5-4 判定機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	こども家庭センター	支援対象候補者のスクリーニング	ダッシュボード画面を参照し、困難度合が高い児童生徒を確認
2	こども家庭センター	支援対象候補者の抽出	困難度合が高い児童生徒について、庁内関係部署や学校等との情報共有を行うため、データエクスポート機能を用いてダッシュボード内容をダウンロード。
3	こども家庭センターと各関係機関	支援対象候補者に関する情報提供	困難度合の状況並びに該当している可能性があるデータ項目を一覧で示し情報提供する。

5.2.2 実装における工夫及び今後の課題

各基本連携データ項目への単純な該当有無に加え、「特に各困難類型と関連性が強いと考えられるデータ項目が含まれる場合、支援の必要性が高い」という抽出条件を設定するため、「困難度合」をスコアリングする方式でダッシュボードを構築した。

また、ヨリソルでは柔軟な計算式を設定できることから、例えば欠席データについては4月～9月までの半年分のデータを用いつつも当該期間で15日以上休んでいる児童生徒を判定に該当するものとして扱うなど、ヨリソル内で判定ロジックを設定することで、システム外での不要なデータ加工の手間を極小化する仕組みとした。

今後の課題としては、欠席・早退や希死念慮に関するデータなど、日常的に更新される可能性があるデータ項目の更新運用が挙げられる。本年度の実証においては、各学校からこども家庭センターにてデータを収集・加工した上でヨリソルにデータをアップロードしたが、今後の運用においても定期的に手動によるデータの更新を行うのか、あるいは自動連携の仕組みを検討するか等、運用上の負担を考慮したデータ連携の方法検討が必要となる。

第6章 データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

6.1 システムによる判定の結果

喬木村に住む 6 歳から 15 歳までの児童生徒（村内の小中学校に通う 478 名）を対象に、システムによるリスク判定を実施し、困難類型ごとに A から F の 6 段階で判定した。A から E に該当する場合を高リスクとみなしたところ、虐待 280 名、貧困 280 名、不登校 215 名が該当した。虐待と貧困については、各データ項目における閾値として共通の値を使用しているため該当人数としては同じものとなっているが、各段階における人数の割合は異なる。

図表 6-1 システムによる判定の結果

目的変数（困難類型）	リスク判定結果：リスク高（A～E）
虐待	280 名
貧困	280 名
不登校	215 名

6.2 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1 人による絞り込みの方法

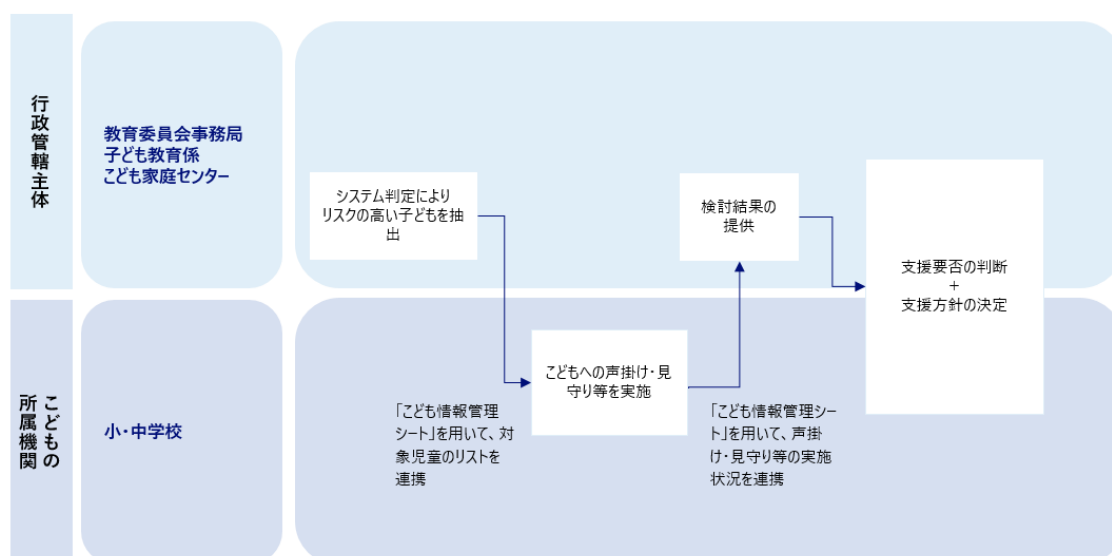
本年度の人による絞り込みは、図表 6-3 のとおりのプロセスで実施した。対象とした困難類型は不登校のみであり、貧困・虐待については、今年度は実施しなかった。これは、最終的に活用しているデータ項目が不登校と貧困・虐待で共通の項目となり、抽出される児童生徒に大きな差がなかった結果を踏まえ、学校側の対応負担を考慮したためである。

1. システムによるリスク判定の結果、A～E に該当する児童については、学校に対して「こども情報管理シート」（図表 6-2）を通じて情報を連携した。このシートには、児童の氏名、リスク判定結果、学校以外が保有するデータ群における該当数、学校が所有するデータ項目のうちどのデータ項目に該当しているかについて記載している。
2. 学校に連携された児童については、学校管理者（教頭先生等）あるいは担任教諭が声掛けや見守り等の対応を実施する。その後、「こども情報管理シート」に声掛けや見守りの実施状況やその結果等を記載し、こども家庭センターに情報を連携する。
3. こども家庭センターは「こども情報管理シート」の内容を確認したうえで、学校と協議し支援要否の判断を実施する。
4. 協議の結果、特に支援の必要性が高いと考えられる児童を支援対象とする。

図表 6-2 こども情報管理シート

【機密情報】 喬木村こども家庭センター「普段よりアンテナを高くして関わっていただきたい児童生徒一覧」										「こどもデータ連携実証事業」…こどもに関わる多様なデータを一元化し、先回りの支援（アウトリーチ支援）につなげる取り組みです			
喬木村こども家庭センターとこども家庭庁の実施している「こどもデータ連携実証事業」において、学校が所有しているデータと村保健福祉課等が所有しているこどもに関わるデータをクロス分析し、 今後、不登校支援の必要性が高まる可能性がある児童生徒を抽出しました。 とくに、「学校以外が所有しているデータ群の該当数」の割合が高いお子さんは、先生方が知り得なかったり、学校生活上は表れにくい困難を抱えている可能性があります。 あくまで機械的に困難につながる要素を加算しているだけで、人の目・手によるチェックや必要に応じて支援が不可欠です。 すでに配慮の対象としているお子さんが多いかもしれませんが、 本結果をもとに「見守り」「声かけ」の基本アクションを実施していただき 、追加アクションの必要性がありそうな場合には管理職ともご相談の上、こども家庭センターへ情報を共有していただきたいと思います。													
No.	年	組	氏名	困難度合い	学校以外が所有しているデータ群の該当数	学校が所有しているデータ群の該当項目	不登校のリスクが高いかもしれないと感じていた	基本アクション 見守り・声かけ	声かけ実施日	見守り・声かけ 結果・気づき	追加アクション要否	追加アクション内容	こども家庭センターへの要望
1								見守り □声かけ					
2								見守り □声かけ					
3								見守り □声かけ					
4								見守り □声かけ					
5								見守り □声かけ					
6								見守り □声かけ					
7								見守り □声かけ					
8								見守り □声かけ					
9								見守り □声かけ					
10								見守り □声かけ					

図表 6-3 人による絞り込みの詳細プロセス



本年度事業においては支援対象が小学生・中学生のみであったため、人による絞り込みにおいては各学校の学校管理者あるいは各教諭による絞り込みを実施した。個人情報・プライバシーに配慮を行ったうえで各教諭情報を提供し、各教諭にて見守りあるいは声掛けを実施いただき支援の必要性を確認する方法によって進めた。

教育委員会・学校が保有するデータ以外について、どのデータ項目に該当しているかという情報は伏せつつも何個のデータ項目に該当しているかという定量的な情報について「子ども情報管理シート」を通じて、学校へ情報提供することで、学校側がこれまで把握しきれていなかった児童生徒にも気を配るきっかけとなり、生徒指導上も有用である点が確認できた。また、各児童生徒の特長を多角的に表しているデータとなるため、進級時や小学6年生から中学1年生への進学時における切れ目のない支援の実現においても有効であるという意見が聞かれた。

個人情報やプライバシーの観点から、学校が有しないデータについては学校側に情報提供できないという制約を踏まえて取り組みを進めた。一方で、学校が日常的に有していない情報にこそ学校側にとっては価値があるため、何個程度の項目に該当しているのかという情報の抽象度を上げた共有としたことが留意・工夫した点となる。

一方でデータ連携の仕組み構築等を実証期間を要したことから学校側への情報提供のタイミングが遅くなり、絞り込みに関する十分な時間を確保できなかった点が反省点となる。学校側からは児童生徒の見守り・声掛けに当たってはより多くの時間が必要である旨の意見をいただいているため、今後本期間を長めに確保できるような運用方法を検討したい。また、今年度は実証事業のスケジュール上、欠席日数等のデータについては2024年度上期までのデータを活用して実施したが、学校側からはもっと鮮度が新しい情報がほしい旨の要望をいただいたため、次年度以降はデータの共有頻度等についても最適化を検討したい。

6.2.2 人による絞り込みの結果

人による絞り込みの結果、支援対象となった児童はいなかった。喬木村においては、既に支援が必要な児童生徒に対する支援は実施していたことから、新たに支援が必要な児童生徒は出なかったものと考えている。

図表 6-4 調査結果一覧

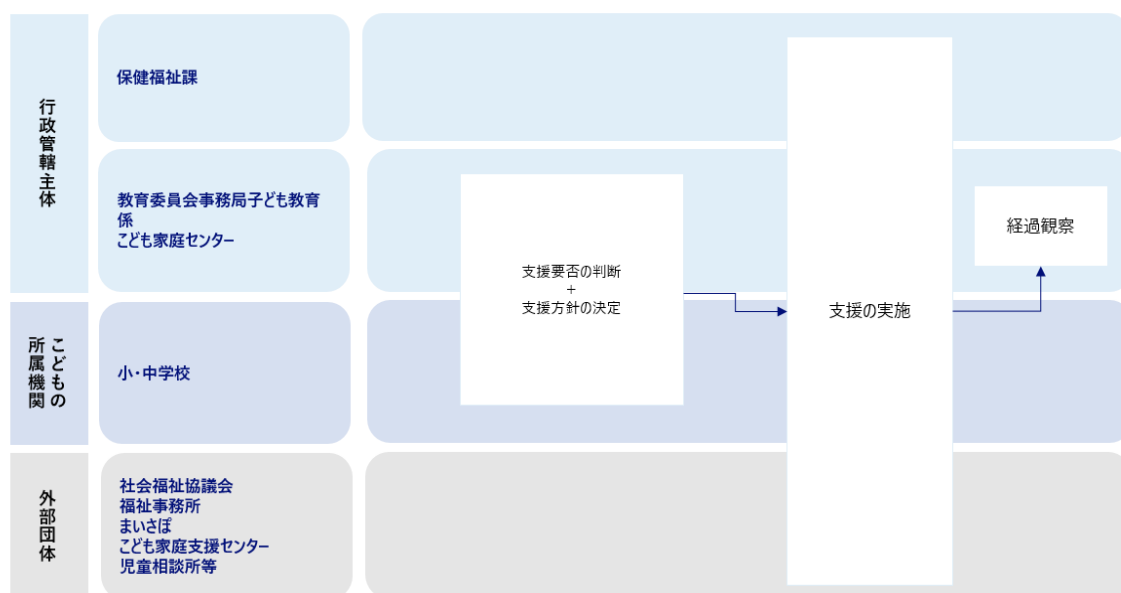
分類 (絞り込み手順を 踏まえ項目は修正)	リスク高判定	会議体での絞り込み対象	新規要対協登録	見守り対象児童
合計(人)	280	280	0	0

6.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

6.3.1 こども等に対する支援の取組内容

支援対象となった児童については、下記のとおり、支援内容に応じてこども家庭センターあるいは保健福祉課・外部団体等からアプローチを行う想定であったが、前述のとおり人の目による絞り込みの結果、支援の必要性が確かめられた児童生徒がいなかったため、実際の支援の実施は見送った。

図表 6-5 支援の詳細プロセス



6.3.2 こども等に対する支援の実施結果

前述のとおり、今年度の取り組みにおいては絞り込みの結果、支援の必要性がある児童生徒が残らなかったため、支援は実施しなかった。一方で、想定していた支援内容は以下のとおりである。

図表 6-6 想定対応事例

#	困難類型	想定支援内容
事例 1	不登校	学校の先生と子、または親子で面談を実施。必要に応じてこども家庭センターの職員も同席。 原因により支援の方法を検討。第三の居場所として社協が行う「こどもの居場所事業」の紹介や、対象児の特性への支援であれば「こども発達センターひまわり」や「下伊那こども家庭支援センターっこ」等の支援先へ接続を図る。
事例 2	虐待	学校の先生と子、又は保護者で面談を実施。必要に応じてこども家庭センターの職員も同席。面談の内容によっては、児童相談所に介入を依頼する。
事例 3	貧困	学校と保護者、こども家庭センター職員・保健福祉課福祉係等で面談を実施。必要に応じて、経済的支援を行う「社協」や「下伊那福祉事務所」、就労支援等を行う「生活就労支援センターまいさば」等の支援先へ接続を図る。

支援の実施にあたり、すでに支援の必要性が発生している場合は、第三者機関（こども家庭センター職員）の介入は比較的スムーズに進むことが期待される。一方で、潜在的に支援を必要としている家庭への介入については現状では課題が残っており、今後改善が求められる。

また、学校側での抽出データの扱い方については、個人情報やプライバシーの保護、さらにはデータの解釈におけるバイアスの排除といった観点から、明確なルールを示していく必要があると感じた。これにより、データの適切な運用を確保しつつ、支援の公平性と透明性を担保することが重要である。

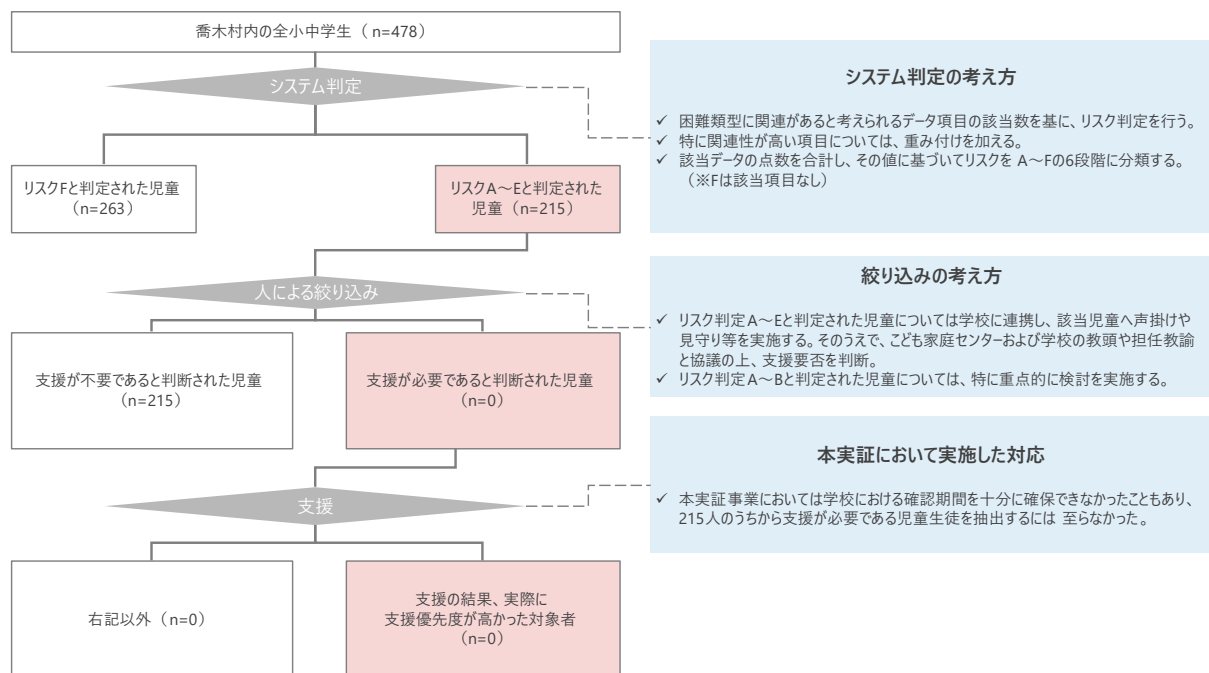
第7章 事業効果の評価・分析

7.1 データ連携による抽出結果の全体像

調査全体の結果は下記のとおりである。本村の全小中学生の児童 478 名のうち、215 名がリスク有（リスク判定 A～E）と判定された。

人による絞り込みの結果、支援優先度が高いと判定される児童生徒は存在しなかったことから、支援・見守りを実施した人数は 0 名となった。

図表 7-1 プロセスごとの判定の考え方及び対象者人数の整理結果



7.2 困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

人による絞り込みを踏まえ、困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目は下記のとおりである。

図表 7-2 困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目

困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目	左記データ項目が、関連性が高いと判断した理由 (※なるべく定量的に記載すること)
基本連携データ項目 No.10 障害児支援受給者証の発行歴有無	喬木村において <u>不登校以外の困難に関する支援（声掛け、保護者を交えた3者面談等）を実施している児童生徒</u> の多くに共通して該当しているデータ項目として確認された。
基本連携データ項目 No.18 児童扶養手当の受給有無	喬木村において <u>既に不登校となっている児童生徒、あるいは不登校に関する何かしらの支援（声掛け、保護者を交えた3者面談等）を実施している児童生徒</u> の多くに共通して該当しているデータ項目として確認された。
基本連携データ項目以外 No.1 Web QU	喬木村において <u>既に不登校となっている児童生徒、あるいは不登校・不登校以外の困難に関する支援（声掛け、保護者を交えた3者面談等）を実施している児童生徒</u> の多くに共通して該当しているデータ項目として確認された。
基本連携データ項目以外 No.6 就学相談の有無	喬木村において <u>既に不登校となっている児童生徒、あるいは不登校・不登校以外の困難に関する支援（声掛け、保護者を交えた3者面談等）を実施している児童生徒</u> の多くに共通して該当しているデータ項目として確認された。
基本連携データ項目以外 No.9 母父子家庭への該当有無	喬木村において <u>既に不登校となっている児童生徒、あるいは不登校に関する何かしらの支援（声掛け、保護者を交えた3者面談等）を実施している児童生徒</u> の多くに共通して該当しているデータ項目として確認された。

7.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

本実証を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況は下記のとおりである。

図表 7-3 本実証事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況

#	目標（アウトカム）	測定指標	本年度初時点の実績、 本年度末時点の成果・ 進捗	補足
1	見守り・支援へ接 続・実施したこど もの割合・件数	システム判定により支 援優先度が高いと判断 されたこども・家庭の 数	215 件	● R6 年度新規実証団体に つき、本年度初時点の実 績無し
		人による絞り込みを経 て、支援優先度が高い と判断したこども・家 庭の数	0 件	● 本実証事業においては学 校における確認期間を十 分に確保できなかったこ ともあり、215 人のうち から支援が必要である児 童生徒を抽出するには至 らなかった
		要支援児童として、新 規に要対協に登録した 人数	0 件→0 件	● 上記のとおりのため、変 化なし
		教員から声かけを実施 した件数	0 件	● 本実証事業により声がけ をした実績なし
2	福祉部局と学校と の連携の強固化	学校との相談回数の増 加	0 回/年・校 →0 回/年・校	● 仲介役としてこども家庭 センターが存在するため 実績なし
3	保健師からの声掛 け活動の積極化	学校に対する声掛け件 数	0 件/年 →0 件/年	● （同上）

また、「困難を抱えるこどもや家庭への支援」に係る成果のほかに、下記のような副次的な効果も得られた。

特にプッシュ型・アウトリーチ型支援の実現に加え、進級・進学時における児童生徒の状態を把握するための情報として本データを活用するなど、様々な用途における本データの利用可能性を確認できたことが大きい。

- ・ダッシュボードシステムを活用することによる業務効率化
- ・既存の教育・福祉データに関する情報整理と参照性の向上

- ・生徒指導など、他業務においても本事業に関する各種情報を活用することによる業務効率化
- ・進級・進学時における児童生徒の状態を把握するための情報としての活用
- ・データドリブンな意思決定の促進

図表 7-4 実証の各フェーズにおける副次的効果

	データ分析・システム判定	人による絞り込み（アセスメント）	見守り・支援への接続・実施	アウトカム（全体を通じた効果）
副次的効果	・ 個人情報を含むデータの整理	・ 児童生徒に対する見方の変化	（今年度は実施できなかったため割愛）	・ 適切な情報を把握・参照したうえでの効率的な通常業務の実施
定量的	・ ダッシュボードシステムにて情報の一元管理並びに情報管理様式ファイルのエクスポート機能を実装することで対応工数を削減	・ 生徒指導等の関連する他業務においても、本データを活用することによる業務効率化	（今年度は実施できなかったため割愛）	・ 各主体にて散在するデータの一元化により、データ確認等に関する工数の削減
定性的側面	・ データ収集の過程で、現在村内で保有しているデータ項目の整理並びに共通認識を醸成	・ 学校職員にて新たに見守りの必要性に気づくことにつながった ・ 担任教諭視点では今後進級・進学時において本情報を参照できることで、児童生徒の状態を効果的に把握することができる	（今年度は実施できなかったため割愛）	・ 学校の定期面談等において本データや抽出結果を活用するなど、様々な場での活用が期待される ・ 加えて、定量的な情報を用いて抽出を行っており、勤や経験によらない説明可能な抽出が可能

第8章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

8.1 本実証を通じて得られた示唆

本実証を通じて、下記のような示唆が得られた。

図表 8-1 本実証を通じて得られた示唆

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 他自治体における取組内容や課題を事前に知ることによって適切に対処が可能となった	● ガイドラインや他実証団体の事業成果等を参照いただくことを推奨
● 喬木村においてはデータ加工やダッシュボード構築に時間を要し支援への接続に十分な時間をかけられなかった	● データ投入後に再加工等が必要となる場面があったため、手戻りを想定したマスタースケジュールとしておくことが重要

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 支援対象とする児童生徒のデータが存在しているか、という観点での確認が重要	● 過去何年分のデータが存在しているか、転校等による不足している児童生徒がいないか等を事前に確認しておくことが重要
● データの保有形式が重要	● 手作業でのデータ準備には非常に時間を要するので、データの現状を早い段階から確認しておくことが望ましい

▼判定基準の検討（3章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● データの現状を踏まえた閾値の検討	● データの現状次第で、設定したいデータの閾値を直接算出できず、事前のデータ加工が必要となるケースが存在。設定し

	たい閾値が出てきた際にはまずデータを 確認し、実現可能性を確認することが望 ましい
--	---

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 他自治体における取組内容や課題を事前に 知ること適切に対処が可能となった （1章記載内容と同様）	● ガイドラインや他実証団体の事業成果等 を参照いただくことを推奨 （1章記載内容と同様）
● 実証時の整理と通常運用を見据えた際の整 理は異なる	● 実証時点から、通常運用を見据えて状況 （現状の各データの利用目的等）を整理 していくことが重要

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● システム実装を進める中で追加のデータ収 集や加工が必要となるケースが多い	● 追加対応等を見据えたスケジュールを想 定していく方が良い
● データをシステム（ヨリソル）に投入する ための事前の加工また加工後のデータ整合 性のチェック、及び、システムにて困難度 合いを定義する計算式をセットする作業や 正しさのチェック作業に想定外の工数がか かった。	● システムへの投入に際して加工等の作業 に加え、整合性の確認等に多くの工数が 必要となるケースがあるため、それを見 越したスケジュールを想定しておく方が 良い

▼システムによる判定の実施（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● システム判定結果を関係者へ伝えるため、 当初は人的対応に工数を取られた	● 判定結果をどう取得し、どう関係者に共 有していくかという業務フローも併せて 事前に検討しておくことが望ましい

▼支援に向けた人による絞り込み（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 関係者による絞り込みに一定の期間を要す る	● 学校における不登校に関する児童生徒の 見守り・声かけには数か月程度必要にな

	るケースもあるため、余裕を持ったスケジュールとしておくことが望ましい
--	------------------------------------

▼データ連携により把握したこども等に対する支援（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● （喬木村においては実施していないため割愛）	● （喬木村においては実施していないため割愛）

▼困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 困難を抱える児童生徒共通的に該当するデータとして Web QU が確認された	● 直接 Web QU を活用できなくとも、学校生活に関する調査であれば共通して活用できる可能性がある

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
● 職員のデータリテラシー向上や業務効率化等の副次的な効果も得られる	● プッシュ型・アウトリーチ型支援の実現に向けて検討する過程で、データの一元管理や構築する仕組みを用いた業務効率化など、様々な副次的効果が期待できるとともに、関係機関との課題共有や関係性構築も期待できる

8.2 課題・次年度以降の取組

今年度は人による絞り込みまで実施することができたが、人による絞り込みに要する時間が短かったため、実際の支援につながる児童生徒の抽出には至らなかった。次年度以降は人による絞り込み期間を十分に確保できるようなスケジュール設計が必要であると考えられる。

また、抽出口ジックの再検討を行い、より精度の高いシステム抽出が可能となる仕組みを構築することも重要である。

一方で、喬木村規模の自治体においてはすでにきめ細やかな見守り・支援を実現できているという見方もできる。このような背景を踏まえて、プッシュ型・アウトリーチ型支援の実現に加え、こどもデータ連携の仕組みを様々な場面で活用できないかを検討することが、費用対効果の高い取り組みとして事業継続性の観点からも重要である。

これらの課題や可能性について、次年度以降も継続的に検討を進めることで、より効果的かつ持続可能な支援体制の構築を目指すことが求められる。